

2017年度の『アルティメット択一問題集』の訂正につきまして

2017年7月28日

LEC東京リーガルマインドをご利用いただきましてありがとうございます。

2017年度の『アルティメット択一問題集』につきまして、**訂正**がございます。

大変おそれいりますが、下記の内容をご確認ください。

GU17402 アルティメット択一問題集【民法】

(p.105) 問題43「ウ」解説 (ウの2行目)

者」に当たる(最判昭25.12.19)。本記述の場合、Bは、登記を備えていなくても、

↓ (訂正)

者」に当たらない(最判昭25.12.19)。本記述の場合、Bは、登記を備えていなくても、

(p.144) 問題59「ウ」解説 (ウの3行目)

ができる(200条2項本文)。ただし、その承継人が侵奪の事実を知っていたときは、

↓ (訂正)

ができない(200条2項本文)。ただし、その承継人が侵奪の事実を知っていたときは、

GU17404 アルティメット択一問題集【行政法Ⅱ 救済法・地方自治法】

(p.221) 問題92「肢4」解説 (肢4の2行目)

の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができないとき、

↓ (訂正)

の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるとき、

(p.236) 問題100「オ」問題文 (オの2行目～3行目)

法である場合において、当該審査請求に係る処分が違法または不当のいずれでもあ
にときは、再審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

↓ (訂正)

法である場合において、当該審査請求に係る処分が違法または不当のいずれでもな
いときは、再審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

(p.323) 問題130「エ」解説 (エの2行目)

は当初からなかったことになる。そうすると、申請がなされたが応答のない状態でないこ

↓ (訂正)

は当初からなかったことになる。そうすると、申請がなされたが応答のない状態であるこ

(p.333) 問題135「ウ・エ」解説 ※ 次のページのように修正いたします。 ⇒

(p.422) 問題169「ウ」問題文 (ウの2行目)

議すべき事件を示して臨時会の招集をすることができる。

↓ (訂正)

議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

(p.463) 問題187「イ」解説 (イの5行目)

告適格は、処分をした行政庁の所属する「地方公共団体」に認められる(地自法242条

↓ (訂正)

告適格は、処分をした行政庁の所属する「地方公共団体」に認められる(地自法242条の2第

大変ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願ひします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部

正解 3

不作為の違法確認の訴え（行訴法）

不作為の違法確認の訴えとは、行政庁が法令に基づき申請に対し、相当の期間内に何らかの処分または裁決をすべきであるにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう（3条5項）。

ア 妥当でない

不作為の違法確認の訴えは、処分または裁決についての申請をした者に限り、提起することができる（37条）。37条の「申請をした者」とは、現実に申請をした者であればよく、申請の適法・不適法を問わない。手続上不適法であっても、行政庁には申請に応答する法的義務があり、不作為の違法を争う必要性に何ら変わりはないからである。

イ 妥当である

そのとおり。不作為の違法確認の訴えでは、出訴期間の制限はなく、処分・裁決の不作為が係属していれば、訴えを提起することができる。

ウ 妥当でない

不作為の違法確認の訴えにおいて、行政庁が申請に対して「相当の期間内」（3条5項）に処分・裁決を行わない場合、その不作為は違法と判断される。「相当の期間」の経過の有無について、「その処分をなすに通常必要とする期間を基準として判断し、通常の所要期間を経過した場合には原則として……不作為は違法となり、ただ右期間を経過したことを正当とするような特段の事情がある場合には違法たることを免れる」とする裁判例がある（東京地判昭 39.11.4）。行政手続法6条により、申請に対する処分に関する標準処理期間が設定されている場合、その経過が直ちに「相当の期間」の経過と解することはできないが、裁判所による判断の重要な要素となるとされる。

エ 妥当でない

不作為の違法確認判決の拘束力（38条1項・33条）により、その行政庁は、何らかの処分をすることが義務付けられるが、申請により求められた処分をすることが義務付けられるわけではない。

オ 妥当である

そのとおり。不作為の違法確認の訴えを提起した後、その訴訟が係属中、行政庁がその処分・裁決をした場合、不作為状態が解消されるので、訴えの利益が消滅して訴えは却下される。

以上より、妥当なものはイ・オであり、正解は肢3となる。